

虐待対応マニュアル

窓口相談や従業員申告による事例発見の際の流れ（疑わしい場合も広く含んで対応）

※**主要な判断**は、客観的立場である委員会が決定

※委員会メンバーが直接のケース関係者の場合、委員会決定には参加させない

緊急性の判断	<ul style="list-style-type: none"> ○受付者（発見者）は虐待防止委員会に相談。 速やかに委員会が緊急性を判断する。 ○受付記録・会議録を作成し、委員会責任者が確認の後、法人に速やかに報告する。 (書式の整理より速やかな報告が優先) ○担当部署の管理職等へ報告。 <p>※緊急性ありの場合 : 利用者の安全確認を優先。 委員会により早急に行政機関へ通報し介入依頼。</p> <p>※ケアマネジャー等がいる場合は、委員会判断を事前に伝達。ただし一度決めた委員会判断は変更しない</p>
---------------	---

【緊急性の判断基準】

◎24時間以内に安否確認が必要

- ①「職員・家族等から暴力を受けている」「うめき声や泣き声等を聞いた」
- ②「必要な医療等を受けられず衰弱している」
- ③「医療措置が必要なのに、閉じこめられた状態」
- ④「施設等から家族等が無理やり引き取り、家族等による加害が懸念」

◎立ち入り（行政の早急な介入）が必要

- ⑤上記①～④の通報を受けたが、職員等の拒否・接触困難により、24時間以内の安否確認ができなかった。
- ⑥虐待を受けている可能性が高く、職員・家族等が面会に拒否的で実態の把握や要援護者の保護が困難。
- ⑦職員・家族等の言動が不安定で一緒にいる要援護者の安否が懸念される。

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○相談を受けたときは、速やかに委員会が事実確認を行う。
事実確認	<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 確認事項：虐待の種類・程度、事実と経過、安全確認、 ■ 身体・精神・生活状況、養護者との関係、 ■ 関係機関からの情報 ○原則、現場訪問・要援護者に面会して確認。 <p>複数名で訪問。訪問の際は、要援護者との信頼構築を最優先にし、確認事項は柔軟に対応。</p> ○安全確認と本人保護を並行して実施（生命の危険性が高い場合）。 <p>要援護者の連れ出し、医療機関への受診やショートステイの手配など</p>

初期対応会議	<p>○虐待の有無・対応方針を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者：委員会、相談対応者 その他委員会が必要とする者（外部関係者・管理職など） 検討内容：アセスメントの確認検討 支援方針・内容の協議 対応者（関係機関含む）の役割確認・明確化 連絡体制（主担当者）の決定 <p>○会議録、支援計画の作成、確認</p>
行政へ報告 (通報)	<p>○委員会の指示に基づき報告(通報)</p> <p>※明らかな勘違い等の、虐待気配がない場合以外は報告 ※報告担当者・相手先・方法（口頭か書面かなど）を委員会が指定 報告の結果も委員会が聴き取り</p>
支援実施	<p>A： 「虐待のおそれとどまる」 「虐待あり 既存の枠組みで対応」</p> <p>○既存サービス活用とケアプランの点検や見直し (の依頼) ○用具や介護技術など、改善に資する方法 の情報提供 ○継続的な情報収集・経過観察</p>
	<p>B： 「虐待あり 積極的な介入が必要」</p> <p>○行政機関へ介入依頼・情報提供 (行政からの継続的な経過の聴取)</p>
継続対応会議 再アセス・点検	<p>○変化する状況が無いか、委員会が継続的に情報収集（状況の再アセス）</p> <p>○状況の変化による支援方法変更の必要性の検証</p> <p>○委員会による支援方法の修正。 【行政機関等に委任の場合は、その会議参加・聞き取りで代替可】</p>
事後フォロー (再発防止)	<p>○対応会議による評価をもとに、委員会が支援終了を決定。 ※利用者が尊厳を回復したと認められる場合</p> <p>○要援護者のフォローアップ 再発防止のために、サービス利用・地域見守りなど支援等を継続する。 継続支援の役割分担を明確化。</p> <p>○計画的な虐待者のフォローアップ 継続的な状態観察、環境変更・研修実施など再発防止の取り組み提案 【行政機関等に委任の場合は、その決定の聴き取りで代替可】</p>

虐待防止（身体拘束適正化）委員会 次第・議事録

【開催】 西暦 年 月 日 【時間】 : ~ : 【場所】

【出欠】

<委員長>

<委員>

A 事業所内からの虐待（疑い例）の報告についての検討・対応策

B 身体拘束ケースの対応方針の確認

- ・身体拘束等の記録（様態・時間・利用者的心身の状況）のチェック・内容の検討
- ・『緊急やむをえない理由』が引き続き妥当かどうかの確認

1

2

【記録】

(結論となった方針、経過の意見などを簡素に記入)

→ ABは会議録、即時、経営その他の必要部署へ方針を報告 (報告担当者)

C 事例研究

【記録】

(結論となった方針、経過の意見などを簡素に記入)

D 虐待防止研修の内容検討、その他の協議を必要とする内容

1

2

【記録】

(結論となった方針、経過の意見などを簡素に記入)